

## . ニース協定と国際分類の概要



## 1. ニース協定の沿革

ニース協定は、加盟国が商標及びサービスマークの登録のための商品及びサービスの分類として各国共通の国際分類を採用することを目的に、パリ条約第19条の特別取極として、1957年にニースで締結された協定であり、1961年4月8日に発効しました。

その後、1967年にストックホルムで、1977年にジュネーヴで改正され、さらに、1979年にジュネーヴで修正されて現在に至っています。

正式名称を「1967年7月14日にストックホルムで及び1977年5月13日にジュネーヴで改正され並びに1979年10月2日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定」といいます。

そもそも、商品に関する国際分類創設の必要性は、古くから唱えられており、1925年のパリ条約ヘーグ改正会議の決議に基づき、1926年に専門家委員会で検討を開始し、1929年に分類案を決定しました。その後、1933年に開かれた専門家委員会は、前記分類を補完するものとして商品の類別表及びアルファベット順一覧表を決定し、1935年に商品の国際分類として公表しました。

その前年の1934年のパリ条約改正会議において、パリ同盟の構成国に対し、この国際分類を採用するよう勧告する決議が採択されましたが、採用する国は少ないものでした。そのため、1953年に開催された国際分類についての関係国の会合において、国際分類の採用と維持のための国際協定を作成することが決議され、知的所有権保護合同国際事務局(BIRPI)を中心に作成作業が進められた結果、1957年6月にニースで開催された外交会議において「商標が使用される商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」として採択されました。同協定は、1961年4月8日に発効し、1963年にはサービスに関する分類を追加しました。

その後、1967年、世界知的所有権機関(WIPO)設立条約の締結に伴い、同盟の管理機構の近代化を図るため、(i)総会の創設、(ii)財政制度の弾力化、(iii)管理規定の修正手続の新設を主たる内容とする改正協定(ストックホルム改正協定)が採択されました。同改正協定は、1969年11月12日(東ドイツを承認しない国については、1970年3月18日)に発効しました。

なお、この改正の際に、協定の名称が「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」へ変更されました。

また、1977年、国際分類の修正手続、専門家委員会及び協定の言語に関する規定等の改善を図るために、新たな改正協定(ジュネーヴ改正協定)が採択されました。同改正協定は、1979年2月6日に発効しました。さらに、ストックホルム改正協定及びジュネーヴ改正協定は、1979年に、国際連合の予算年次にあわせ、他の工業所有権保護に関する諸条約とともに3年予算から2年予算に、また通常総会の開催を3年に1回から2年に1回と修正しました。同修正は、1982年9月6日に発効し、現在に至っています。

## 2. ニース協定加盟国及び地域

(2021年12月現在) 90の国及び地域  
(出典: WIPOホームページ)

- |                      |                  |                       |
|----------------------|------------------|-----------------------|
| (1) アイスランド           | (31) ジャマイカ       | (62) バルバドス            |
| (2) アイルランド           | (32) ジョージア       | (63) ハンガリー            |
| (3) アゼルバイジャン         | (33) シリア・アラブ共和国  | (64) フィンランド           |
| (4) アメリカ合衆国          | (34) シンガポール      | (65) フランス             |
| (5) アルジェリア           | (35) スイス         | (66) ブルガリア            |
| (6) アルゼンチン           | (36) スウェーデン      | (67) ベナン              |
| (7) アルバニア            | (37) スペイン        | (68) ベラルーシ            |
| (8) アルメニア            | (38) スリナム        | (69) ベルギー             |
| (9) アンティグア・バーブー<br>ダ | (39) スロバキア       | (70) ポーランド            |
| (10) イスラエル           | (40) スロベニア       | (71) ボスニア・ヘルツェゴビ<br>ナ |
| (11) イタリア            | (41) セルビア        | (72) ポルトガル            |
| (12) イラン・イスラム共和国     | (42) セントキッツ・ネイビス | (73) 北マケドニア           |
| (13) インド             | (43) セントルシア      | (74) マラウイ             |
| (14) ウクライナ           | (44) 大韓民国        | (75) マレーシア            |
| (15) ウズベキスタン         | (45) タジキスタン      | (76) メキシコ             |
| (16) ウルグアイ           | (46) タンザニア連合共和国  | (77) モザンビーク           |
| (17) 英国              | (47) チェコ共和国      | (78) モナコ              |
| (18) エジプト            | (48) 中国          | (79) モルドバ共和国          |
| (19) エストニア           | (49) チュニジア       | (80) モロッコ             |
| (20) オーストラリア連邦       | (50) 朝鮮民主主義人民共和国 | (81) モンゴル国            |
| (21) オーストリア          | (51) デンマーク       | (82) モンテネグロ           |
| (22) オランダ            | (52) ドイツ         | (83) ヨルダン             |
| (23) カザフスタン          | (53) ドミニカ        | (84) ラトビア             |
| (24) カナダ             | (54) トリニダード・トバゴ  | (85) リトアニア            |
| (25) ギニア             | (55) トルクメニスタン    | (86) リヒテンシュタイン        |
| (26) キューバ            | (56) トルコ         | (87) ルーマニア            |
| (27) ギリシャ            | (57) 日本          | (88) ルクセンブルク          |
| (28) キルギス            | (58) ニュージーランド    | (89) レバノン             |
| (29) クロアチア           | (59) ノルウェー       | (90) ロシア連邦            |
| (30) サウジアラビア         | (60) バーレーン       |                       |
|                      | (61) パラグアイ       |                       |

### 3. ニース協定の概要

この協定は、国際的に共通な分類(国際分類)を採用することを目的に締結された協定で、加盟国に国際分類の採用を義務付けています。

協定本文は、全第14条から成っています。協定の概要は、以下のとおりです。

#### ・特別の同盟の形成、国際分類の採用並びに国際分類の定義及び用語(第1条)

この協定が適用される国は、特別の同盟を形成し、標章の登録のための商品及びサービスの共通の分類(以下「国際分類」という。)を採用する。

国際分類は、(i)類別表(注釈が付されている場合は、その注釈を含む。)、(ii)商品及びサービスのアルファベット順一覧表(商品又はサービスごとにその属する類を表示したもの)で構成する。

国際分類は、ひとしく正文である英語及びフランス語で作成する。

#### ・国際分類の法的効果及び使用(第2条)

国際分類の効果は、各同盟国が定める。

国際分類を主たる体系として使用する<sup>\*1</sup>か又は副次的な体系として使用する<sup>\*2</sup>かは各同盟国の任意であるが、同盟国の権限のある官庁は、標章の登録に関する公文書及び公の出版物に、登録される標章に係る商品又はサービスの属する国際分類の類の番号を表示しなければならない。

<sup>\*1</sup> 「主たる体系として使用する」とは、標章の登録に関する公文書及び公の出版物(例えば、商標公報及び商標登録原簿)に国際分類の類の番号を記載し、文献の検索等において国際分類を主たる分類として使用することを意味します。

<sup>\*2</sup> 「副次的な体系として使用する」とは、標章の登録に関する公文書及び公の出版物に国際分類の類の番号を併記し、文献の検索等において国際分類を補完的に使用することを意味します。

#### ・専門家委員会(第3条)

各同盟国の代表からなる専門家委員会を設置する。

専門家委員会は、(i)国際分類の変更<sup>\*3</sup>の決定、(ii)国際分類の使用を容易にし及び国際分類の統一的な付与を促進するための同盟国に対する勧告、(iii)開発途上国による国際分類の付与を容易にすることに役立つ措置、(iv)小委員会及び作業部会の設置を行う。

<sup>\*3</sup> 国際分類の変更とは、修正(商品若しくはサービスの一の類から他の類への移行

又は新たな類の設定)及びその他の変更(類見出し及び注釈の変更、アルファベット順一覧表の商品若しくはサービスの追加・削除・表示の変更)をいいます。

国際分類の変更の決定をするにあたり、各同盟国は一の票を有する。

国際分類の修正の採択に関する決定は、代表が出席しかつ投票する同盟国の5分の4以上の多数による議決で行う。その他の決定については、代表が出席しかつ投票する同盟国の単純過半数による議決で行う。

・変更の通知、効力発生及び公表(第4条)

専門家委員会が決定した変更及び専門家委員会の勧告は、国際事務局が同盟国の権限のある官庁に通知する。国際分類の修正は、通知の発送の日の後6箇月で効力を生じ、その他の変更は、その変更が採択される時に専門家委員会が定める日に効力を生ずる。

国際事務局は、効力の生じた変更を国際分類に組み入れ、総会が指定する定期刊行物により公表する。

・管理規定(第5条から第7条)

同盟の総会(第5条)、国際事務局(第6条)、財政(第7条)について規定している。

同盟国は、ニース協定の分担金の支払い義務を有する。

・最終規定(第8条から第14条)

第5条からこの条までの規定の修正(第8条)、批准及び加入並びに効力発生(第9条)、有効期間(第10条)、改正(第11条)、廃棄(第12条)、パリ条約第24条との関係(第13条)、署名、用語、寄託及び通報(第14条)について規定している。

#### 4. 国際分類の概要

国際分類とは、上記ニース協定第1条において加盟国に採用を義務付けている標章の登録のための商品及びサービスに関する国際的に共通の分類をいいます。

このように、国際分類は、ニース協定にとっては重要な事項であるので、同条で国際分類の構成、用語等について規定しています。

国際分類は、一般的注釈、類別表(注釈付き)並びに商品及びサービスのアルファベット順一覧表から構成されています。

また、国際分類は、正文である英語版及びフランス語版があります。日本は英

語版を利用しています。

この国際分類は、1963年に商品に関する34分類及びサービスに関する8分類からなる42分類の構成で初版が発行されました。その後、1982年には、一般的注釈、類見出し、注釈についての修正が行われ、1990年には、他の言語のアルファベット順一覧表でも、ユーザーが同じ商品又はサービスの表示を見つけることができるように、アルファベット順一覧表上の商品及びサービスの表示ごとに固有番号が付与されました。さらに、2000年には、サービスに関する分類が改正されて、新たに第43類から第45類の3分類が追加され、45分類の構成となって、現在に至っています。

国際分類第11-2022版のアルファベット順一覧表の英語版に掲載されている商品及びサービスは、商品9273項目及びサービス1304項目です。

・一般的注釈 (GENERAL REMARKS)

一般的注釈は、ある商品又はサービスを類別表、注釈及びアルファベット順一覧表によって分類することができない場合に適用する基準を示したものです。

・類別表 (注釈付き) (LIST OF CLASSES, WITH EXPLANATORY NOTES)

類別表 (注釈付き) は、商品及びサービスの類別を定めたものであって、類見出し (CLASS HEADINGS) 及び注釈 (EXPLANATORY NOTES) から構成されています。

・類見出し (CLASS HEADINGS)

商品又はサービスが原則として属する類の範囲をおおむね表示したものであり、商品に関する34分類 (第1類~第34類) 及びサービスに関する11分類 (第35類~第45類) のそれぞれについて記載されています。

・商品のアルファベット順一覧表 (ALPHABETICAL LIST OF GOODS)

サービスのアルファベット順一覧表 (ALPHABETICAL LIST OF SERVICES)

商品及びサービスのアルファベット順一覧表は、商品及びサービスの品目をアルファベット順に列挙し、商品又はサービスごとにその属する類を表示したもので、個々の商品又はサービスの分類を決定する際の便宜に資するものです。

商品及びサービスの品目を、(i)商品(第1類~第34類)又はサービス(第35類~第45類)ごとにアルファベット順に列挙した全類通しアルファベット順一覧表と、(ii)各々の類でアルファベット順に列挙した類別アルファベット順一覧表があります。

## 5. 国際分類の変更

国際分類の変更の提案は、同盟国の権限のある官庁、国際事務局、専門家委員会にオブザーバーを出席させた政府間機関及び専門家委員会により提案を行うよう特に要請された機関又は国が行うことができます。

これまで、国際事務局に提出された提案は、専門家委員会によって設置された準備作業部会で討議され、準備作業部会の勧告に基づいて専門家委員会により変更の最終決定が行われてきましたが、専門家委員会第21回会合（2010年11月開催）において、(i)電子フォーラムを利用して、国際分類の「その他の変更」の投票・決定を行うことや、(ii)5年に1回開催されていた専門家委員会を少なくとも1年に1回開催し、国際分類の「その他の変更」を毎年発効すること等が決定されたため、第10版より、国際分類の「その他の変更」を毎年発効することとなりました（版の改訂期間は原則5年とすることが維持されました。）。

国際分類は、これまでに数次変更されており、初版は1963年、第2版は1971年、第3版は1981年、第4版は1983年、第5版は1987年、第6版は1992年、第7版は1996年、第8版は2001年、第9版は2006年に公表されています。第10版（第10-2012版）は2012年、第10-2013版は2013年、第10-2014版は2014年、第10-2015版は2015年、第10-2016版は2016年、第11-2017版は2017年、第11-2018版は2018年、第11-2019版は2019年、第11-2020版は2020年、第11-2021版は2021年に発効しています。

第11-2021版の変更のために各国から提出された提案については、専門家委員会第31回会合（物理的参加とオンライン参加のハイブリッド形式）において議論され、会合前後の電子投票の結果、計563項目の提案が可決されました。

可決された提案のうち、国際分類の「修正」に該当する提案（類移行をともなう提案。計15項目。）については、国際分類[第12-2023版]として、2023年1月1日に発効する予定ですが、国際分類の「その他の変更」については国際分類の新追加版[第11-2022版]として、2022年1月1日に発効します。

なお、第12版の発効は、2022年1月1日に予定されていましたが、今次会合において、第12版の発効を一年遅らせる提案がなされ、議論の結果、合意



されたため、上記のとおり発効する予定となっております。

また、第12版の改訂期間について、現行の5年の期間ではなく、試行的に3年の期間とする旨合意されました。このため、第13版の発効は2026年1月1日となる予定です。

## 6. 我が国のニース協定への加入と国際分類の本格的採用

知的財産権の国際的ハーモナイゼーションの一環として、我が国はニース協定に加入することとし、1989年の第114回国会において加入の承認を得、1990年2月20日に我が国について加入の効力が生じました。

我が国は、ニース協定への加入に際し、当初は、国際分類への理解と習熟を深めるため、国際分類を副次的な体系として使用してきましたが、サービスマーク登録制度が導入された1992年4月1日からは、これを主たる体系として採用しました。

国際分類を主たる体系として使用するにあたり、我が国の分類を定める商標法施行令第1条別表(政令別表)及び商標法施行規則第3条別表(省令別表)を、当時採用されていた国際分類第6版に即したものに改正しました。

さらに、1997年1月1日からの国際分類第7版の発効に伴い、それに即して商標法施行規則第6条別表(法改正により旧第3条別表が第6条別表となった。)を改正し、同日付けで施行しました。また、2002年1月1日からの国際分類第8版の発効に伴い、それに即して商標法施行令第1条別表及び商標法施行規則第6条別表を改正し、同日付けで施行、2007年1月1日からの国際分類第9版の発効に伴い、それに即して商標法施行令第1条別表及び商標法施行規則第6条別表を改正し、同日付けで施行しました。

そして、2012年1月1日からの国際分類第10版の発効に伴い、それに即して商標法施行規則第6条別表を改正し、同日付けで施行しました。

加えて、前述のとおり国際分類第10版より「その他の変更」を毎年発効することになったことから、必要に応じ、商標法施行規則第6条別表を改正し、各年の1月1日付けで施行することとしています。